

平成29年度 専門家アドバイザー派遣事業 実施要領 (県 単 独 事 業)

第1 事業の目的

平成29年3月に策定された「山形県農林水産業振興計画」及び「第3次農林水産業元気再生戦略」では、本県農業を牽引する競争力の高い経営体の育成に向けて、生産力や収益性が高く、他産業と遜色のない水準の所得を確保できる経営体(以下「トップランナー^(※)」という)の育成を加速化することとしている。

そのため、この要領の定めるところにより、一般社団法人山形県農業会議(以下「農業会議」という。)が、トップランナーを目指していくうえで課題を抱えている経営体等の経営力の向上を支援することを目的に、税理士や中小企業診断士等を専門家アドバイザー(以下「アドバイザー」という)として派遣するものである。

※ トップランナー

- ・ 経営者1人あたりの農業所得400万円以上の農家及び農業法人

第2 支援の対象者

支援の対象者は、以下の経営体とする。

- (1) 農業経営改善計画の認定を受けている経営体
- (2) 農業経営改善計画の認定を受ける見込みのある経営体
- (3) その他支援が必要であると認められる経営体

第3 支援の内容

支援の内容は、以下の内容に関するアドバイザーによる経営体に対する個別の指導・助言とする。

- (1) トップランナーを目指すためのビジネスプラン(収支計画、資金計画及び販売・流通計画等)の策定
- (2) トップランナーを目指すために必要な事項
- (3) その他経営力の向上のために必要な事項

第4 派遣するアドバイザー

派遣するアドバイザーは、別紙「一般社団法人山形県農業会議アドバイザー名簿」に登録されている専門家または登録が予定されている専門家とする。

第5 派遣までの手続き

(1) 派遣の申込み

アドバイザーの派遣を希望する経営体は、各総合支庁に設置している農業経営支援チーム(農業技術普及課を経由のうえ農業振興課)に、専門家アドバイザー派遣申込書(様式第1号)及び財務諸表等^(※)を提出する。

※ 財務諸表等

- ・ 青色申告決算書の写しなど経営状況を把握できるもの
- ・ 農業経営改善計画認定申請書の写し
- ・ 農業経営改善計画認定書の写し(認定農業者の場合のみ)
- ・ 定款の写し(法人の場合のみ)

(2) 派遣の要請

農業経営支援チーム（農業振興課）は、様式第1号及び財務諸表等を取りまとめたうえ、一般社団法人山形県農業会議（以下「農業会議」という。）に送付し、アドバイザーの派遣を要請する。

(3) 派遣の検討

農業会議は、農業経営支援チーム（農業振興課）と協議のうえ、アドバイザーの派遣の可否を検討する。

(4) 派遣の決定・通知

農業会議は、農業経営支援チーム（農業振興課）及びアドバイザーと協議のうえ、派遣の日時及び場所を決定するとともに、アドバイザーに派遣を依頼する。

農業経営支援チーム（農業振興課を経由のうえ農業技術普及課）は、経営体に派遣の日時・場所及びアドバイザーを通知する。

(5) アドバイザーの派遣

農業会議は、アドバイザーに派遣の日時・場所を改めて依頼する。

アドバイザーは、農業会議からの依頼を踏まえ、経営体への指導・助言を行う。

農業会議及び農業経営支援チーム（農業振興課または農業技術普及課）は、経営体が適切な指導・助言を受けることができるよう、アドバイザーの派遣先に同行する。

第6 派遣後の手続き

(1) アドバイザーからの報告

アドバイザーは、派遣の依頼を受けて経営体へ指導・助言を行った都度、その内容について専門家アドバイザー派遣実施結果報告書（様式第2号）により、農業会議に報告する。

(2) 経営体からの報告

経営体は、派遣を受けてアドバイザーから指導・助言を受けた都度、その概要について専門家アドバイザー派遣実施結果報告書（様式第3号）により、農業経営支援チーム（農業技術普及課を経由のうえ農業振興課）へ報告する。

農業経営支援チーム（農業振興課）は、様式第3号を取りまとめたうえ、農業会議に報告する。

(3) 経営体からのビジネスプランの提出

第3の（1）に該当する支援を受けた経営体は、アドバイザーからの全体の指導・助言が終了した場合には、ビジネスプランを策定・添付のうえ、農業経営支援チーム（農業技術普及課を経由のうえ農業振興課）に提出する。

農業経営支援チーム（農業振興課）は、ビジネスプランを取りまとめたうえ、農業会議に提出する。

(4) 経営体へのフォローアップ

農業経営支援チーム（農業技術普及課）は、アドバイザーの派遣が終了した経営体の経営状況について、別に定めるところによりフォローアップを行う。

第7 アドバイザーに対する謝金及び旅費

農業会議は、第6の（1）及び（2）による報告が行われたことを確認したうえで、アドバイザーに対して謝金及び旅費を支払う。

第8 その他

- (1) 経営体に対する派遣は、原則2回までとする。
- (2) 経営体からは負担金を徴収しないものとする。
- (3) この実施要領に定めのない事項については、農業会議と山形県が協議のうえ、別途定めるものとする。

附則：この要領は、平成29年5月1日から施行する。